

M&A支援制度のお知らせ

経営力向上計画の認定を受けると 経営資源集約化税制が活用できます

経営力向上計画に基づいてM&Aを実施した場合、 以下の税制措置を活用可能

設備投資減税

- 経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合、投資額の**10%を税額控除**※ 又は **全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

経営資源集約化に資する設備 (D類型)

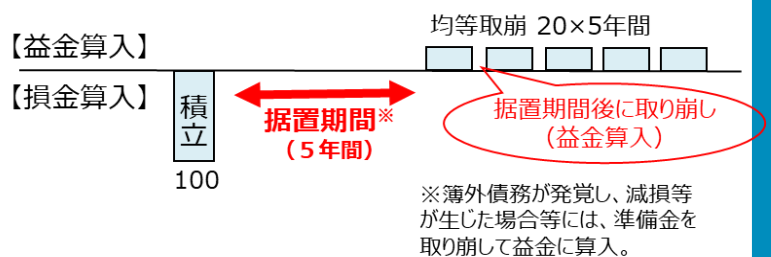
M&A後に取得するもので、
M&Aの効果を高める※設備

※修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画を作成し、確認を受ける必要。

※その他、A~C類型（生産性向上設備、収益力強化設備、デジタル化設備）も活用可能

準備金の積立(株式譲渡の場合)

- 事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、**投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）**。



設備投資減税（中小企業経営強化税制）



準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）



各制度活用の流れ

- 設備投資減税、準備金の積立を活用いただくためには、以下の手続をしていただく必要があります。措置のいずれかだけを活用いただくことも可能です。

設備投資減税

- ◆ 事前確認 → 税理士 又は 公認会計士 (※D類型の場合)
- ◆ 確認書申請 → 経済産業局 (※D類型の場合)
- ◆ 発行 **導入する設備が要件を満たすことの確認**

M&A 基本合意

共通

- ▲ 経営力向上計画申請 → 主務大臣 (所管省庁)
- ▲ 認定 **実施するM&Aの内容や、デューデリジェンスの内容が要件を満たすことの認定**

M&A 最終合意

準備金の積立 ※報告は共通

- ★ M&Aの報告 → 主務大臣 (所管省庁)
- ★ 確認書発行 **要件を満たすM&Aを実施したことの報告**

設備取得・事業供用

事業年度末

税務申告

事業譲渡・合併・分割によるM&Aについては、
登録免許税・不動産取得税の軽減措置も
それぞれの要件を満たす場合に、活用可能

※詳しくは、「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」をご参照ください

